



事業者の皆さんへ

積極的な登録が感染拡大防止につながります！

「いばらきアマビエちゃん」

登録することで、二次元コード付きの「感染防止対策宣誓書」が取得でき、施設内に掲示することで、県などのガイドラインを遵守していることをPRできます。

登録方法等▼

- ①「登録・発行フォーム(専用サイト)」から店舗等の情報や取り組むガイドラインの項目を登録すると、二次元コードが印字された「宣誓書」が発行されます。
- ②発行された「宣誓書」を印刷し、施設内に掲示してください。
- ③施設利用者に対して「宣誓書」の二次元コードの読み取りを依頼するなど、システムの利用を呼び掛けてください。

※詳細は、茨城県ホームページ(右のQRコードよりアクセス可)をご覧ください。



その他▼住民の皆さん向けの利用方法など詳細は、「新しい生活様式」(9ページ)に掲載しています。

問い合わせ▼茨城県産業戦略部中小企業課(☎301-5472)

住民の皆さんへ

8月25日(火)が申請期限です 特別定額給付金

特別定額給付金の申請期限は、**8月25日(火)**です。まだ申請していない方へ申請勧奨通知書をお送りしましたので、給付を希望する方は、早めに申請してください。

ご不明な点がある場合は、お気軽にお問い合わせください。

【支給状況(7月27日時点)】

総支給件数	1万6,054件 (98.32%)
人数	3万8,106人 (99.08%)

【問い合わせ】

福祉総務課地域福祉推進担当(☎219-8150)

ひとり親世帯の生活を
支援します！

ひとり親世帯臨時特別給付金

【基本給付(児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等)】

対象▼①令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている③新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準である——のいずれかに該当する方

給付額▼5万円/世帯(第2子以降は1人に付き3万円)

【追加給付(新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が減少している児童扶養手当の受給資格者)】

対象▼上記の基本給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が減少した方

給付額▼5万円/世帯

支給を受けるための手続きは…

【令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方】

基本給付の申請は不要です。8月中に、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。なお、追加給付は申請が必要となります。詳細は、別途通知します。

【上記に該当しない方】

基本給付および追加給付の申請が必要です。詳細が決まり次第、「広報とうかい」や村公式ホームページでお知らせします。

【問い合わせ】子育て支援課子ども家庭担当
(☎282-1711 内線1187)

給付金の詐欺に
ご注意ください！

ご自宅や職場などに、村や国の職員をかたる不審な電話等があった場合は、警察相談専用ダイヤル(☎#9110)へご相談ください。